

## 2. 最高裁判所資料



**親権制度の見直し  
最高裁判所事務総局家庭局資料**

親権制度の見直し等に伴う運用上の留意点について

最高裁判所事務総局家庭局

参事官 古谷 恭一郎

- 1 はじめに
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 児童福祉法 28 条事件の運用
  - (1) 申立書等の充実
  
  
  
  - (2) 閲覧謄写の可能性への配慮
  
  
  
  - (3) 指導勧告についての上申
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 親権制限制度の運用
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 その他

# 児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 22 年 1 月～12 月

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、児童福祉法 28 条 1 項事件及び 2 項事件並びに特別家事審判規則 18 条の 2 による審判前の保全処分事件について、事件数の動向及び事件処理の実情を取りまとめたものである。

数値は、平成 22 年 1 月から同年 12 月までの 1 年間に全国の家庭裁判所で終局した事件についての当局実情調査に基づく概数であるが、資料 1、資料 8 及び資料 13 については、司法統計に基づいている。ただし、いずれも今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として小数点以下第二位を四捨五入したものである。

## 第1 児童福祉法28条1項事件の動向

都道府県又はその委任を受けた児童相談所長は、保護者に児童を監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合で、施設入所等の措置が保護者である親権者等の意思に反するときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（児童福祉法28条1項1号）。

なお、保護者が親権者等でないときに、その児童を親権者等に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる（同項2号）。

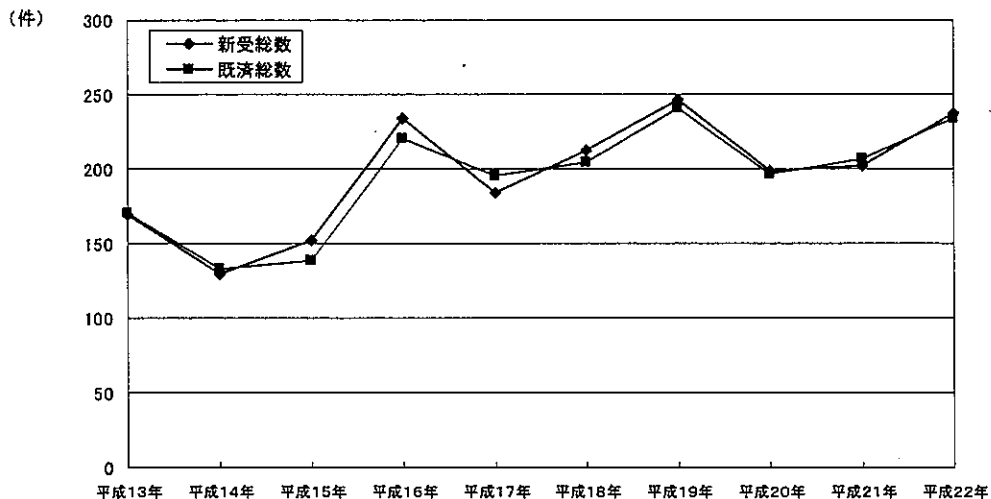
## 1 事件数の動向（資料1）

司法統計によれば、平成22年の児童福祉法28条1項事件の新受件数は、237件であった。

（資料1）児童福祉法28条1項事件の新受・既済件数推移

	新受総数	既済総数				
		認容	却下	取下げ	その他	
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5
平成16年	234	221	163	9	44	5
平成17年	184	195	141	6	40	8
平成18年	213	205	170	2	32	1
平成19年	247	241	195	4	42	0
平成20年	199	197	169	3	25	0
平成21年	202	207	174	4	29	0
平成22年	237	234	192	8	32	2

※ 平成22年の数値は、速報値である。



## 2 事件処理の実情

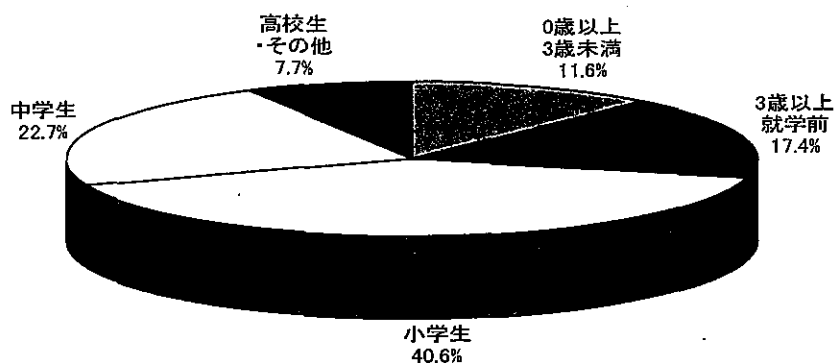
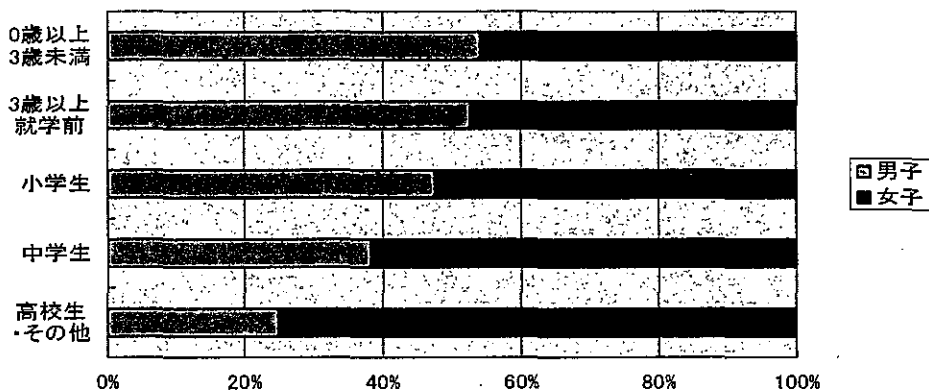
平成22年1月から同年12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条1項事件234件のうち、当局で把握した207件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数 (資料2)

- 対象となった児童の男女比は、男子が45.4%、女子が54.6%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が1.6%、3歳以上就学前の児童が17.4%、小学生が40.6%、中学生が22.7%、高校生・その他が7.7%となっている。

(資料2) 児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	13	19	40	18	4	94	45.4%
女子	11	17	44	29	12	113	54.6%
合計	24	36	84	47	16	207	100.0%





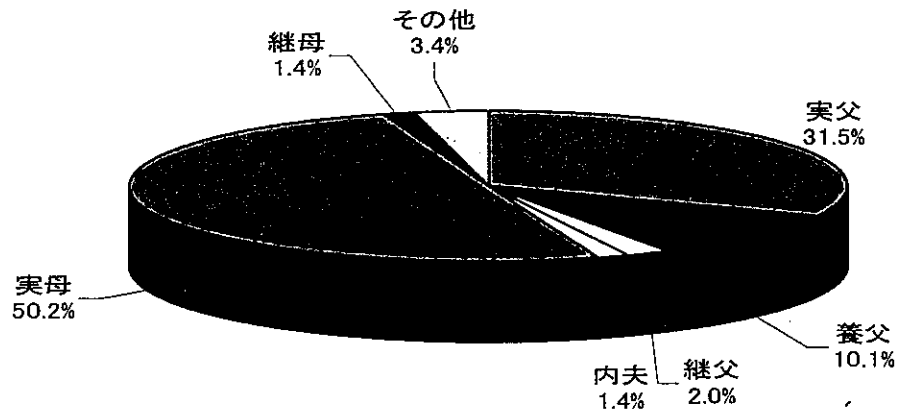
(2) 虐待者別件数（資料3）

○ 虐待者は、実父が31.5%、実母が50.2%となっている。

※ 虐待者については重複集計したものである。なお、虐待者については、児童福祉法28条1項の「その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合」に該当する事案の保護者を含む。

(資料3) 虐待者

虐待者	実父	養父	継父	内夫	実母	養母	継母	内妻	その他	計
件数	93	30	6	4	148	0	4	0	10	295



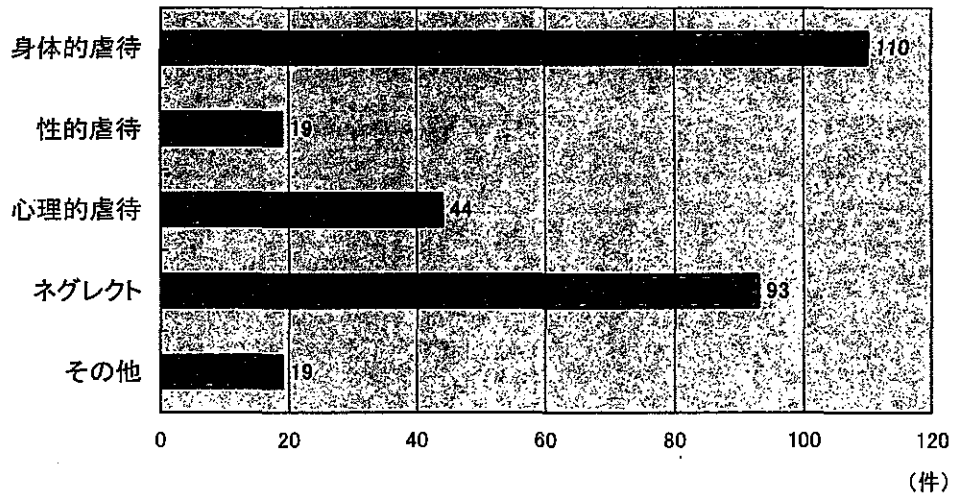
(3) 虐待の態様別件数（資料4）

○ 虐待の態様は、身体的虐待が110件、性的虐待が19件、心理的虐待が44件、ネグレクトが93件、その他が19件となっている。

※ 虐待の態様については重複集計したものである。なお、「その他」とは、児童福祉法28条1項の「その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合」に該当するものである。

(資料4) 虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	その他	合計
件数	110	19	44	93	19	285

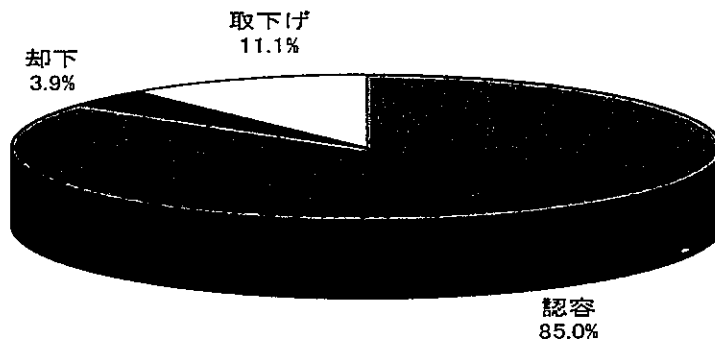


(4) 終局区分別件数 (資料5)

○ 終局区分は、認容が85.0%、却下が3.9%、取下げが11.1%となっている。

(資料5) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	176	8	23	207

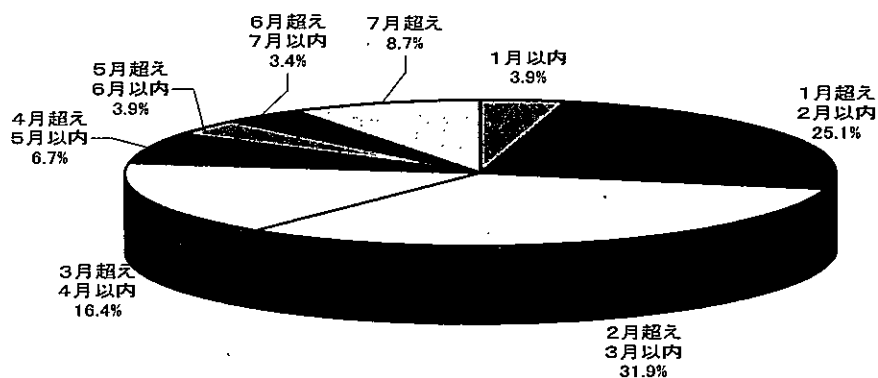


(5) 審理期間別件数 (資料6)

○ 2か月以内に29.0%の事件が、3か月以内に60.9%の事件が終局している。

(資料6) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え 7月以内	7月超え	合計
件数	8	52	66	34	14	8	7	18	207



(6) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料7）

家庭裁判所は、児童福祉法28条1項に基づく入所措置又はその更新を承認する審判を行う場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる（児童福祉法28条6項）。

○ 児童福祉法28条1項事件の認容審判176件中、22件についてこの勧告がされている。

（資料7）保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	176	22

## 第2 児童福祉法28条2項事件の動向

児童福祉法28条1項の承認を得て採られた施設入所等の措置の期間は、2年を超えてはならない。ただし、2年を超えて施設入所等の措置を継続する必要がある場合には、家庭裁判所の承認を得て、その期間を更新することができる（児童福祉法28条2項）。

### 1 事件数の動向（資料8）

司法統計によれば、平成22年の児童福祉法28条2項事件の新受件数は、129件であった。

（資料8）児童福祉法28条2項事件の新受・既済件数

	新受総数	既済総数	既済の内訳			
			認容	却下	取下げ	その他
平成17年	43	0	0	0	0	0
平成18年	142	168	155	0	13	0
平成19年	58	59	56	0	3	0
平成20年	125	114	105	0	9	0
平成21年	92	97	87	2	8	0
平成22年	129	125	112	1	10	2

※ 平成17年は4月から12月までの数値である。

※ 平成22年の数値は、速報値である。

### 2 事件処理の実情

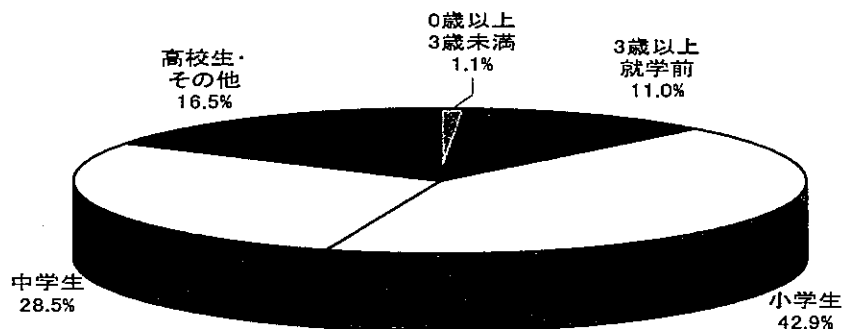
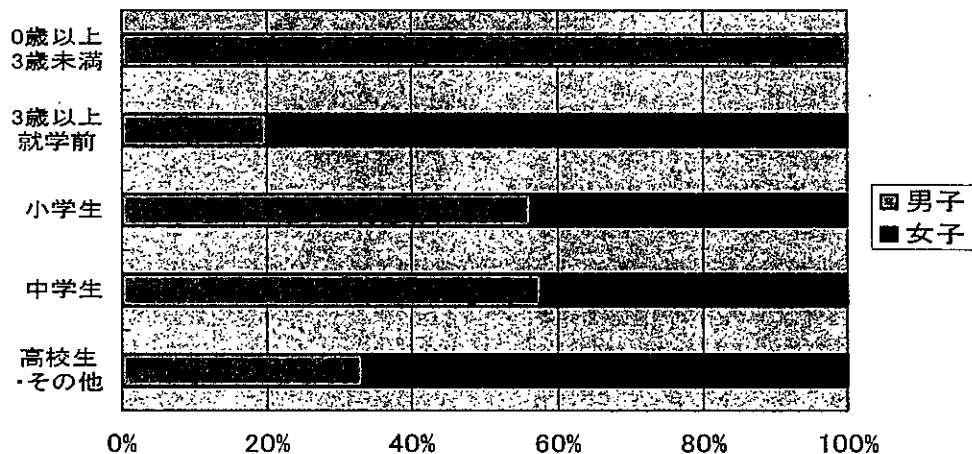
平成22年1月から同年12月までの間に全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条2項事件125件のうち、当局で把握した91件の事案を分析した結果は、次のとおりである。

(1) 児童の性別と年齢別件数（資料9）

- 対象となった児童の男女比は、男子が49.5%、女子が50.5%である。
- 対象となった児童の年齢は、0歳以上3歳未満が1.1%、3歳以上就学前の児童が11.0%、小学生が42.9%、中学生が28.5%、高校生・その他が16.5%となっている。

(資料9) 児童の性別と年齢別件数

年齢	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学前	小学生	中学生	高校生 ・その他	合計	比率
男子	1	2	22	15	5	45	49.5%
女子	0	8	17	11	10	46	50.5%
合計	1	10	39	26	15	91	100.0%

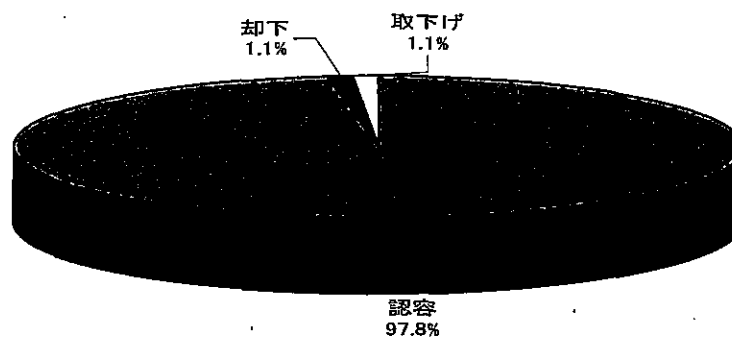


(2) 終局区分別件数 (資料10)

○ 終局区分は、認容が97.8%、却下が1.1%、取下げが1.1%となっている。

(資料10) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	89	1	1	91





(3) 施設入所等の措置の期間の更新回数（資料 1 1）

○ 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 89 件中， 24 件は 3 回目の期間更新を承認したもの， 15 件は 2 回目の期間更新を承認したものである。

（資料 1 1） 承認の対象となった期間更新の更新回数別

承認の対象	1回目の期間更新	2回目の期間更新	3回目の期間更新	合計
件数	50	15	24	89

(4) 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（資料 1 2）

○ 児童福祉法 28 条 2 項事件の認容審判 89 件中， 8 件について同法 28 条 6 項による都道府県への勧告がされている。

（資料 1 2） 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数

	総数	認容審判
		うち保護者に対する措置に関する 都道府県への勧告あり
件数	89	8

### 第3 特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分（資料13）

一時保護が加えられている児童について児童福祉法28条1項事件の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律12条1項の規定により、当該児童の保護者について、児童との面会及び通信が制限されている場合において、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる（特別家事審判規則18条の2<sup>(注)</sup>）。

（注）本条は、特別家事審判規則の一部を改正する規則（平成17年最高裁判所規則第5号。平成17年4月1日施行）により新設された後、特別家事審判規則の一部を改正する規則（平成20年最高裁判所規則第1号）により改正されたものである。具体的には、児童福祉法28条1項の承認審判事件を本案とする審判前の保全処分の内容について、面会・通信制限の保全処分から、つきまとい・はいかい禁止の保全処分に改められたものである。これは、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）によって、同意入所措置又は一時保護中の児童の保護者について、児童相談所長等は、当該児童との面会・通信を制限することができるようになったことを踏まえたものである（上記改正による児童虐待の防止等に関する法律12条1項）。

これらの改正法及び改正規則は、いずれも平成20年4月1日施行である（改正法附則第1条、改正規則附則第1項）。

○ 司法統計によれば、特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件（つきまとい・はいかいの禁止）の新受件数は3件であった。

（資料13）特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件の新受・既済件数（つきまとい・はいかいの禁止）

	新受総数	既済総数				
		認容	却下	取下げ	その他	
平成20年	0	0	0	0	0	0
平成21年	0	0	0	0	0	0
平成22年	3	2	0	0	2	0

※ 平成20年は4月から12月までの数値である。

※ 平成22年の数値は、速報値である。

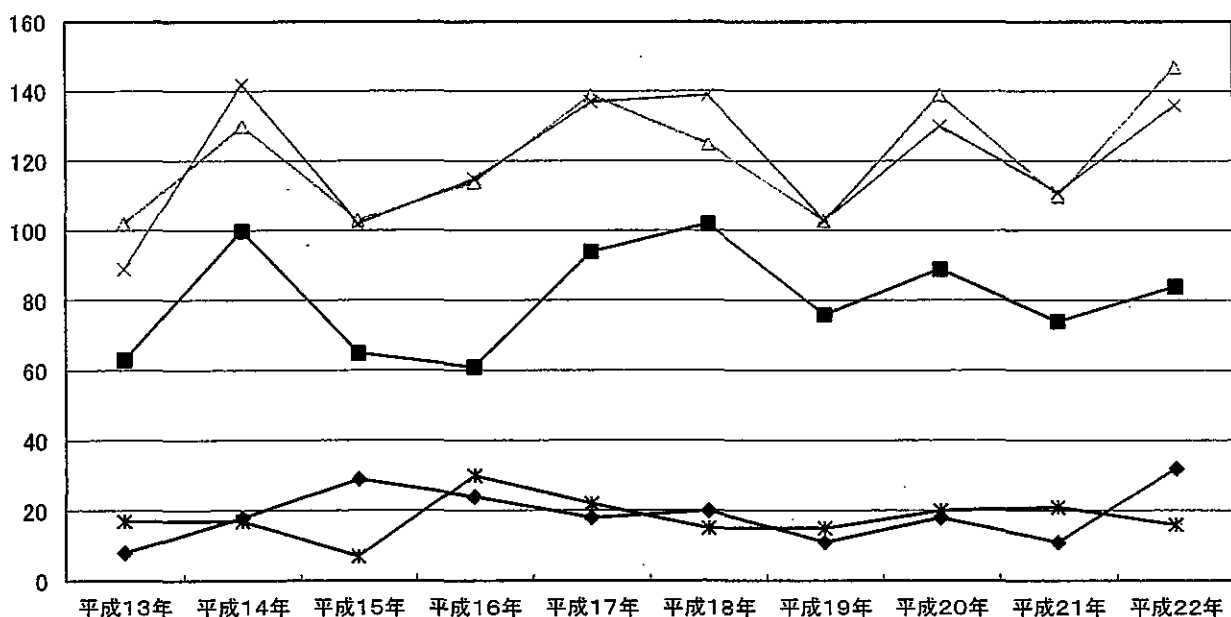
## 親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の事件数等の動向

(平成22年1月～12月)

<親権・管理権の喪失の宣告・取消し事件の新受・既済件数推移>

	新受件数	既済件数				
		総数	認容	却下	取下げ	その他
平成13年	102	89	17	8	63	1
平成14年	130	142	17	18	100	7
平成15年	103	102	7	29	65	1
平成16年	114	115	30	24	61	0
平成17年	139	137	22	18	94	3
平成18年	125	139	15	20	102	2
平成19年	103	103	15	11	76	1
平成20年	139	130	20	18	89	3
平成21年	110	111	21	11	74	5
平成22年	147	136	16	32	84	4

※司法統計に基づく数値であり、平成22年の数値は速報値である。



△—新受件数                      ×—既済件数 総数                      \*—既済件数 認容  
 ◆—既済件数 却下                      ■—既済件数 取下げ